

施 工 条 件 の 明 示

印西地区環境整備事業組合

工 事 名 アクセス道路整備工事（その1）

工 事 箇 所 印西市吉田地先

明 示 項 目	明 示 事 項
工 程 管 理	工期の日数は、雨天・休日期間を含んでいる。なお、休日には、日曜日、祝日の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。
用 地 関 係	用地境界については、十分注意して施工すること。 用地境界杭については、施工前、道路境界確定図等で照査を行い、施工後は復元し確認すること。不明な箇所がある場合は、監督職員へ届け出ること。 工事用地を必要する場合は、工事受注者側で確保すること。
公害対策関係	工事に伴う影響（騒音、振動、粉塵）の抑止に努めること。 本工事での使用の建設機械は低騒音、排出ガス対策型を原則とする。
安全対策関係	施工については、工事車両や建設重機等の搬入・搬出時には、一般通行車両及び歩行者が安全に通行できるようにすること。 施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するものとする。
工事用道路関係	現道等との出入りについて、十分注意すること。 工事に使用する搬入路は、官地内に施工し、周辺民地へ砂利等が散乱しないよう注意すること。 運搬路に使用した、既設道路の舗装等の補修が必要となった場合は、監督職員と協議し、補修しなければならない。
仮 設 備 関 係	特記仕様書による。
残土、 産業廃棄物関係	建設廃棄物の処理については、建設副産物に関する特記仕様書に従うこと。
工事障害物件等	地中・空中の占用物件及び他の埋設管を確認し、管理者の合意を得ること。
排水工（濁水処理 を含む）関係	既存排水路への土砂流入対策を怠らないこと。 既存の用水路、排水路の機能を損なわないこと。 施工前に、現地と図面の確認を行うこと。
薬液注入関係	特になし。
そ の 他	本工事遂行にあたり、地元居住者と協調を保ち、不用意に摩擦を起こさないよう十分に心がけなければならない。 工事着手前に工事工程を地元居住者に説明し、調整しなければならない。 本工事遂行にあたり、仕様書は千葉県土木工事共通仕様書及び特記仕様書による。なお、これによりがたい場合は別途協議をする。

特記仕様書

工事名 アクセス道路整備工事（その1）

施工場所 印西市吉田地先

本工事は、「千葉県土木工事共通仕様書」・「千葉県土木工事施工管理基準」及び本特記仕様書に基づき施工すること。

第1章 総則

第1条 適用

1. この特記仕様書は、土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。

第2条 工事現場発生品

1. 工事現場発生品については、監督職員に報告をするとともに、指定する発生品を除き、受注者の責任において処分すること。

第3条 段階確認

1. 受注者は、下記の工種の施工段階においては、段階確認を受けなければならない。
2. 受注者は、工種、細別、確認の予定時期を監督職員に書面により報告しなければならない。ただし、段階確認の実施時期及び実施個所は監督職員が定めるものとする。
3. 受注者は、監督職員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。
4. 監督職員は、設計図書に定められた段階確認を机上とすることが出来る。
この場合において、受注者は、施工管理記録、写真等の資料を整備し、監督職員にこれらを提示し確認を受けなければならない。

固結工	中層混合処理	施工時、施工完了時
-----	--------	-----------

但し、監督職員が必要と認めるものについては、別途立会施工とする。

第4条 技術検査

1. 中間技術検査は必要に応じ実施するものとする。
2. 中間技術検査の実施は、完成、既設部分（完済を含む）の検査時期及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点で行う。実施時期は、監督職員が選定するものとし、監督職員は、受注者に対して書面をもって検査日及び検査職員名を通知するものとする。
3. 中間技術検査は、検査日までに完成した出来形部分について、技術的確認を行うものであり給付の対象とはしない。

第5条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、千葉県県土整備部が定める千葉県土木工事施工管理基準及び規格値によるものとする。
2. 工事写真管理は、千葉県土木工事施工管理基準に記載する写真管理基準による。

第6条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、「道路工事保安施設設置基準」に基づき適切な交通管理を行うも

のとする。ただし、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。

2. 工事実施期間中は、公道の出入口等の安全確保に努めなければならない。
3. 工事実施期間中は、夜間における安全確保のために巡回し、道路灯、バリケード灯保安施設の保守点検を行うものとする。
4. 工事の施工に際し、地下埋設物件が予想される場合は、その管理者と現地立会いのうえ、当該物件の位置、深さ等を確認し、保安対策について十分打合せを行い、事故の発生を防止しなければならない。
5. 受注者の責により地下埋設物件等に損害を与えた場合は、速やかに監督職員に報告するとともに関係機関に連絡し応急処置をとり、受注者の負担によりこれを補修しなければならない。
6. 埋設物件等の管理者不明のものがある場合は、監督職員に報告し、その処置については占用企業者全体の立会いを求め、管理者を明確にしなければならない。

第7条 工事現場管理

- ・受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。
 1. 積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
 2. さし枠装着車、不表示車等に土砂を積み込まず、また積み込ませないこと。
 3. 過積載車輛、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
 4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
 5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の私益を不当に害することのないようにすること。
 6. 以上のことについて、下請業者にも十分指導すること。
 7. 不法・違法無線局（不法パーソナル無線）を設置したトラック、ダンプカー等を工事現場に立ち入らせないこと。
 8. 「千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例」に基づく運行規制に係る荷主の義務等を遵守すること。

第8条 建設機械の使用

1. 本工事の施工にあたり使用する建設機械は、標準操作方式建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第248号最終改正平成8年3月22日付 経機発第35号）に基づき指定された建設機械を使用するものとする。ただし、指定されていない建設機械を使用する場合は監督職員と協議するものとする。ただし、平成6年9月30日以前に製作された移動式クレーン、平成7年3月31日以前に製作されたブルドーザについては、この限りではない。
2. 工事施工にあたっては、騒音防止及び排気ガス対策を施した機械を使用するものとし、これによりがたい場合は監督職員の承諾を得なければならない。

第9条 安全・訓練等の実施

・本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事着手後原則として作業員全員の参加により月当り半日以上時間を割り当て、下記の項目から実施内容を選択し安全・訓練等を実施するものとする。

1. 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
2. 本工事内容等の周知徹底
3. 土木工事安全対策技術指針等の周知徹底
4. 本工事における災害対策訓練
5. 本工事現場で予想される事故対策
6. その他、安全・訓練等として必須な事項

第10条 安全・訓練等に関する施工計画書の作成

1. 施工に先立ち、作成する施工計画書に本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するものとする。

第11条 安全・訓練等の実施状況報告

1. 安全・訓練等の実施状況を報告するものとする。

第12条 工期

1. 工期は、雨天、休日等を見込み、契約日の翌日から、令和8年3月31日迄とする。
工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	40日間
後片付け期間	20日間
雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 雨休率 = (休日 + 天候等による作業不能日) / 実働日数	0.74
うち休日（土日、祝日、年末年始休暇及び夏季休暇）	99日間

天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。

イ) 1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日：42日間/年間

ロ) 8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数：3日間/年間（少数第1位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）

（過去5か年（2018年11月～2023年10月）の気象庁（千葉特別地域観測所）及び環境省（千葉特別地域観測所）のデータより年間の平均発生日数を算出）

2. 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

第13条 震災等の対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。

2. 地震予知情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置を講ずるものとする。
3. 豪雨、出水、その他の天候に対しては、天気予報等の情報に注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるための体制を確立しておかなければならない。

第14条 完成図

1. 完成図は監督職員の指示に従い提出するものとする。また、電子データを電子媒体により提出するものとする。

第2章 材料

第15条 材料等

1. 受注者は、施工計画書に主要資材一覧とともにその品質を証する資料を添付すること。

第16条 海外材料

1. J I S規格が定まっている建設資材のうち、海外のJ I S工場以外で生産された建設資材を使用する場合は、(一財)土木研究センター、または(一財)建材試験センターが発行する海外建設資材品質審査証明書を提出するものとする。
ただし、J I S認定製品として生産・納入されていない建設資材については、必ずしも海外建設資材品質証明書を必要としないものとする。

第17条 工事用土砂

1. 盛土材は、現場発生土及び仮置きヤード(印西市吉田地先)を利用すること。但し、現場発生土が適切な土質でない場合など、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。
※作業土工で発生した残土については、現場付近に敷均すこと。

第3章 施工

第18条 一般施工

1. 工事着手前に、工事区域内及びその周辺について状況調査を実施し、状況を十分に把握しておくこと。また、施工にあたり周辺地盤等には十分に配慮し実施するものとする。
2. 本工事の設計趣旨を十分理解し、上記をふまえて良好な施工に努めなければならない。

第19条 中層混合処理工

1. 中層混合処理は下表の通りである。設計強度、固化材種類及び固化材添加量については、施工に先立ち、現場の土を採取し室内配合試験を行い決定するものとする。また、室内配合試験については、監督職員と協議するものとする。

設計基準強度	固化材種類	添加量
No.0～No.1 : quck=100kN/m ²	セメント系固化材(特殊土用)	150kg/m ³
No.20～No.22 : quck=100kN/m ²		200kg/m ³
No.22～No.23 : quck=150kN/m ²		200kg/m ³
No.23～No.25 : quck=200kN/m ²		200kg/m ³

第20条 六価クロム溶出試験

1. 本工事は「六価クロム溶出試験」の対象工事であり、前条の工種について、下記に示す検体数の六価クロム溶出試験を実施し、試験結果（計量証明書）を提出するものとする。なお、試験方法は、セメント及びセメント系固化材を使用した改良土等の六価クロム溶出試験要領によるものとする。また、土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

六価クロム溶出試験対象工種名及び検体数

中層混合処理 : 配合設計段階 4 検体

第21条 仮設工

1. 起点部等に存置している敷鉄板については、他工事から引き継ぐものとする。また、次回工事へ引き継ぐため、工事完了後も撤去せず、存置すること。
2. 工事区間内に敷設する敷鉄板については、任意仮設とする。
3. 仮設は、現地の状況を十分把握し、安全性等については受注者において十分検討を行い、受注者の責任において決定し施工すること。

第4章 その他

第22条 快適トイレ

1. 本工事は、快適トイレ対象工事である。
2. 受注者は、当該工事の現場に快適トイレを設置する場合は、事前に工事打合せ簿により設置基数、設置期間、仕様について、監督職員と協議すること。

なお、現場環境改善にて営繕関係 1. 現場事務所の快適化を実施した場合は、費用負担の対象としない。

3. 快適トイレは、以下の(1)～(11)の仕様を満たすこと。なお、(12)～(17)については、満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり、必須ではない。

【トイレに求める機能】 ※必須

- (1) 洋式便器
- (2) 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- (3) 臭い逆流防止機能
- (4) 容易に開かない施錠機能

(5) 照明設備

(6) 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】 ※必須

(7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

(8) 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）

(9) サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）

(10) 鏡と手洗器

(11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】 ※任意

(12) 室内寸法900×900mm以上（面積ではない）

(13) 擬音装置（機能を含む）

(14) 着替え台

(15) 臭気対策機能の多重化

(16) 室内温度の調整が可能な設備

(17) 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

4. 快適トイレの設置に要する費用は、通常の仮設トイレとの差額として、1基あたり51,000円/月を上限に、発注者が負担する。ただし、工事期間中に通常の仮設トイレから快適トイレに変更した場合、又は快適トイレから通常の仮設トイレに変更した場合は、費用負担の対象としない。

5. 発注者が費用負担する快適トイレは、1現場1基までとする。ただし、男女別に設置する場合には、1現場2基までとする。

6. 受注者は、快適トイレに係る支出実態のわかる資料を、監督職員に提出すること。

7. 受注者は、発注者が快適トイレに関するアンケートを実施する場合は、監督職員が指定した期日までにアンケートを提出すること。

第23条 工事監督支援業務の担当技術者

1. 本工事は、工事監督支援を委託し、担当技術者を配置する予定である。

第24条 要望・苦情に対する対応

1. 受注者は、地元住民及び第三者からの要望・苦情に対しては親切丁寧に対応し、その内容をただちに監督職員に報告すること。

第25条 付則

1. 仕様書に定めのない事項や、内容に疑義が生じた場合には、監督職員と協議して処理するものとする。

【環境対策】

受注者は、千葉県環境マネジメントシステムに掲げる「公共事業における環境影響の低減」を推進するため、施工計画書の「環境対策」に「環境に配慮した工事実施計画」を記載するものとする。

【建設副産物】

1. 共通事項

- 1) 「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」により作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。

また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を同システムにより作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておくこと。

◎作成対象工事

「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額が100万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成する。

- 2) 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。

建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料（受入伝票、写真等）を監督職員に提示し確認を受けること。